

VLED 第1回データガバナンス委員会

議事録

1. 日 時 平成 27 年 10 月 9 日（金） 15:00～17:00
2. 場 所 三菱総合研究所 4階 CR-D・E
3. 出席者（敬称略）

主査：井上由里子（一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授）
委員：沢田登志子（一般社団法人 EC ネットワーク 理事）、森亮二（英知法律事務所 弁護士）、友岡史仁（日本大学法学部 教授）、穴戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）
社員：KDDI、日本アイ・ビー・エム、日本電気、日本マイクロソフト、日立製作所、富士通、三菱総合研究所（事務局）
オブザーバー：総務省、内閣官房IT総合戦略室、経済産業省、国土交通省、国土地理院、国立国会図書館
4. 配布資料

資料 1 - 1 委員名簿
資料 1 - 2 委員会規則
資料 1 - 3 データガバナンス委員会の運営について（案）
資料 1 - 4 2015 年度の検討事項について（案）
資料 1 - 5 オープンデータ公開ガイドの項目整理
5. 議題
 - (1) 委員会の運営について
 - (2) 今年度の検討事項と進め方について
 1. 公開ガイドについて
 - 1.1. 法律上グレーな領域にあるデータについて
 - 1.2 IT 総合戦略室ガイドとの重複部分について
 - 1.3. 対価を無償にするか否かについて
 2. 活用ガイドについて
 3. FAQ について
 - (2) その他
6. 議事録
 - (1) 委員会の運営について
 - 資料 1-3 を用いて説明。昨年度と同様の運営方針とする。（事務局）

(2) 今年度の検討事項と進め方について

- 資料 1-4 を用いて説明。第 2 回目の委員会で、昨年度データガバナンス委員会の報告資料を提出予定。(事務局)

1. 公開ガイドについて

1.1. 法律上グレーな領域にあるデータについて

- 法律上、グレーな領域とは何か。その領域が特定されていなければ、その領域はどのようにして決めたのか。また、グレーな領域についてガイド内で言及すれば責任が発生するが、どのように考えているのか。
- 「法律上、公開してよい」(公開認可) 又は「目的外利用は認めない」(利用制限) とは書かれていない領域をグレーな領域とする。許認可関連の情報には、グレーな領域に該当する情報があると認識。電子行政オープンデータ実務者会議 第 2 回公開支援ワーキンググループでは、基本的に公開を認めるよう今後対応すべきと議論された。
- 公開支援ワーキンググループでは、法律で制限・禁止されていないことは、やってもよいという認識。時代の要請に応じて公開していくべきと結論付けられた。書かれていないことをやっているのかどうかは、至る所で議論されており、見解が分かれている。
- 台帳は元来公開を前提としていない。個々の情報を見て、判断する必要もあると考える。情報公開請求が来ても、現場では個々の請求に対して公開するか否か検討している状況。一般論として提言できること、各論で考えないといけないことは、台帳の中でも分かれると思われる。
- 自治体においても公開のルール・認識は異なる。一律に公開可否の判断を下すことは難しい。一つの基準として、仮に情報公開請求があった場合の公開可否判断が挙げられる。
- 情報公開請求は、情報の具体的な用途が提示される。オープンデータとして公開した場合は用途が把握できないのに、情報公開請求への対応を判断基準にできるのか。どういった用途の可能性があるのかを示せば、自治体にも認めてもらえるかもしれない。匿名加工情報についても似た議論がなされており、一般論として公開を認めることはできないという議論になった。個別の情報に対して、それぞれ利用禁止事項などを示す手も考えられる。
- 自治体にヒアリングして、所感を聞いてみたい。先に発言があった通り、公開可否判断のために確認する事項がまとめられており、それを参考に個々の情報に対して判断できる仕組みが考えられる。
- 個々に判断する仕組みを導入する場合には、判断にかかる手間(コスト)で事案を仕分けするフレームワークがあると良い。委員会として、それを示せることが望ましい。
- グレー領域の対象データから、ニーズの高いものを抽出し、モデルケースとして公開可否の判断基準を提示すれば良いのではないか。
- グレーな領域に関する公開可否を議論していると、IT 総合戦略室と作業が被る可能性がある。その調整は必須と考えている。

- 本委員会で2つの対策を提案できる。個別データを公開するかどうかを判断し提示、または公開可否を判断するに当たりチェックすべき項目を提示。

1.2. IT 総合戦略室ガイドとの重複部分について

- 公開ガイドから、IT 総合戦略室のガイドと重複する部分を削除すると、却ってVLEDのガイドが一つの資料として不足・不備のあるものにならないか。
- IT 総合戦略室のガイドをまず始めに読んでもらい、詳細に関しては、適宜VLEDの公開ガイドを参照してもらうようにする。IT 総合戦略室のガイド内で、VLEDの公開ガイドを参照先として記載して頂く。
- 資料1-5を用いて、IT室との重複等について追加説明。
- IT 総合戦略室と協力して、IT 総合戦略室のガイドをもっと初歩的な資料に、VLEDの公開ガイドを詳細な説明資料にして、それぞれ用途を明確に分けるのも手。似たような内容が、微妙に異なる説明で書かれていることが現在の課題。
- 重複すること自体は、問題ない。
- もともと、オープンデータを推進し組織間を越えた協働を目指しているのであれば、もっと互いが協力してガイドを編集すればよい。
- 執筆当時は必要であったが、現在は記載しなくて良い箇所があるため、その部分は削除したい。

1.3. 対価を無償にするか否かについて

- 何のために無償公開を推進するのか。自治体だけでなく、民間企業に対しても無償公開を促したいのか、促すのであればそれはなぜか。
- 対象は、国や自治体を想定。民間企業は難しいと考えている。公開支援ワーキンググループでは、自治体や独立行政法人を対象に無償を推奨している。
- 自治体では、マイナンバーの導入等に伴い、新たに価値を持つ保有データを有償データとして民間企業に販売する動きがある。基本は無償としても、資金繰りの手段として有償で提供できる可能性を残すべき。
- 国はデータによる資金を得る意向は無くなってきているが、自治体は事情が異なる。
- オープンデータが無償か否かは、世界で用いられているオープンデータのランキング等の指標に採用されているのか。
- 指標には採用されていない。
- 無償にすべきか否かは、まだガイドに書く段階ではない。一律な対応を提示するのではなく、条件を示して、それぞれの事情に合わせて無償・有償を判断するというガイドにすればよいのではないか。
- 自治体が民間企業に（まだ公開していない）データを提供する場合、企業とのアライアンスの中で、金銭の支払いではなく、作業対価を求めることもある。
- そのような契約を交わすのか。

- 恐らく契約は交わさず、互いの共通認識の中で対価取引をしている。例えば、オープンデータにするためのデータ整理をしてもらう代わりに、そのデータを先んじて提供する。この例では、結果的に、オープンデータとして広く公開される。
- イギリスでは、地図についてオープンデータとして公開してもらう代わりに、整備費用の一部を政府が支援する例もある。
- 地図データは有償で提供している。有償・無償はまだ先のステップと感じており、まずはオープンデータにするか否かの段階と捉えている。
- 今後、データガバナンス委員会で検討するかどうかは事務局と検討する。

2.活用ガイドについて

- シナリオ案は第2回委員会で提示予定。複数のCC-BYコンテンツがある場合の記載方法、ライセンス違いのコンテンツを組み合わせる編集してよいのか等、ビジネスのシナリオを作成して、そのシナリオ内で指摘する。
- 再編加工して外部に公開する場合を対象にしているということによいか。内部でのみ利用する場合にはガイドは必要ない。個人情報保護法への対処法なども記載して頂きたい。
- ライセンスだけでなく免責についても言及する。免責はどのようなリスクに有効か。もしくは、各リスクに対してどのような免責を記載すれば良いかなど。
- ビジネスのシナリオに従うのであれば、オープンデータに限定した法的問題を対象にするのか、それともオープンデータを越えて全ての事項を対象にするのか。シナリオの内容次第にも思える。
- オープンデータに限定しない方が良いと考えている。またシナリオは自治体会員などにヒアリングしながら検討していく。
- データガバナンス委員会と技術委員会だけではなく、利活用・普及委員会にも公開ガイドについて意見を求めてほしい。

3.FAQ 作成について

対応には手間暇がかかるが、これを行えば課題も明らかになるので取り組んでほしい。

(2) その他

- IT 総合戦略室に寄せられた要望として、「官報など公開情報について利用期間を設けず（永久に）利用を認めると、社会的にその情報を削除できなくなってしまう。そのため、利用期間を設定して、期間を過ぎれば利用が禁止させることが望ましい。」といったものがあつた。利用期間の設定について、委員会の検討課題にしてはどうかと打診があつた。掲載期間を越えたら利用できないなどといった、統一的な条件を策定したいとのこと。
- 官報は一定期間が経つとウェブサイトからは削除される。一方で、図書館では常に閲覧が可能。行政処分についても、一定期間後にウェブサイトからは削除される。
- 3次利用・4次利用まで追って禁止するのか。

- 一定の期間とは、どれほどの期間を想定しているのか。それが分からないと、検討が難しい。
- ウェブサイト以外の図書館などから取得することができるが、取得先はどうやって分かるのか。利用期間ではなく、データを公開すれば悪用する者もいることを許容する（あきらめる）かどうか論点ではないか。
- 利用方法という観点では、データを部分的に切り取って使うことは認めず、公開された状態のまま使うように制限する等の対策が考えられる。そうすれば、処分などの情報が期間だけ抜け落ちて流通することを防げる。
- 役所としては、制限・禁止すること自体よりも、行政として十分配慮していることを示すことに意味があるのかもしれない。
- データ公開者側の問題ではなく、公開後の利用者に対する取り締まり制度の問題。利用者をどのように監視するかという話であり、データガバナンス委員会で議論する内容でないと思える。
- 利用者側に責任があると言っても、やはり公開者側はこうした懸念をする。
- 責任の所在を間違えたメディア報道もその一因。メディア啓発は重要と言える。
- 只今までの議論を踏まえて、委員会での今後の検討事項にはしない。

以上